

5 年 保 存
令和7年3月31日満了

F N o . - 01010802

崎務（企）第520号

令和元年12月26日

各 部 長
殿

各 所 属 長

長 崎 県 警 察 本 部 長

朝礼の実施要領の制定について（通達）

本県警察における朝礼については、「朝礼の実施要領について（通達）」（平成28年9月5日付け崎務（企）第353号。以下「旧通達」という。）により運用してきたところであるが、朝礼をより効果のあるものとするため、実施基準を見直した見出し要領を別添のとおり制定し、令和2年1月6日から実施することとするので通達する。

なお、旧通達は、令和2年1月5日限りで廃止する。

別添

朝礼の実施要領

1 朝礼の目的

本県警察の組織理念に相当する「長崎県警察における基本姿勢」（以下「基本姿勢」という。）、警察職員の職務倫理、業務推進上の方針等について、各所属単位で共有することにより、連帯感の醸成、綱紀の保持、士気高揚等を図ることを目的とする。

2 実施要領

(1) 実施単位

各所属

(2) 実施責任者

所属長とする。ただし、諸般の事情により、所属長が朝礼に出席できない場合は、管理官、次席、副署長等が実施責任者に代わって朝礼を主宰することができるものとする。

(3) 対象者

全職員（交替制勤務や事案対応等のため出席できないものを除く。）

(4) 実施回数

週1回以上

(5) 実施時間

実施責任者の判断とする。ただし、事案対応体制の弱体化や県民サービスの低下を招かないよう朝礼の1回当たりの所要時間について配慮するものとする。

(6) 実施内容

ア 基本姿勢の唱和

イ 基本姿勢の達成に必要な事項に係る事例紹介、スピーチ等

ウ 訓示

エ その他実施責任者が必要と認める事項

3 留意事項

(1) 交替制勤務員、駐在所勤務員等が可能な限り朝礼に出席できるよう、事案対応への体制等について十分な調整を行うこと。

(2) 朝礼を欠席した職員に対しては、朝礼の実施内容を伝達するなどして朝礼の目的達成に努めること。

なお、常習的又は連続的に朝礼を欠席する職員を認めた場合は、朝礼への参加を促すなど必要な指導を行うこと。

4 実施内容の記録

朝礼に出席した者は、実施内容の要旨を受訓簿（警察本部勤務員については教養簿）に記録するものとする。